

第311回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 3 1 1 回入札監理小委員会

議事次第

日 時：平成26年 3 月14日（金）14:35～16:25

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 内閣府LAN（共通システム）の運用管理業務（内閣府）
- 調査統計システム運用管理支援業務（経済産業省）
- 本省行政情報ネットワークシステムの運用管理業務（国土交通省）

2. 実施要項の変更（案）の審議

- 財務局の未利用国有地の管理等業務（財務省）

3. その他

<出席者>

（委員）

石堂主査、井熊副主査、関根専門委員、宮崎専門委員、大山専門委員、小尾専門委員

（内閣府）

大臣官房企画調整課情報システム室 堤室長、錦織課長補佐、中江課長補佐、柳澤課長補佐、目黒係長

（経済産業省）

調査統計グループ統計情報システム室 澤野室長、飯島参事官補佐、佐藤参事官補佐、渡部参事官補佐、中坪係長

（国土交通省）

総合政策局行政情報化推進課 野水課長、瀬戸下企画専門官、長谷課長補佐、中村係長

（事務局）

後藤参事官、金子参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから第311回入札監理小委員会を開催いたします。

本日は、まず、内閣府の「内閣府LAN（共通システム）の運用管理業務」の実施要項（案）、経済産業省の「調査統計システム運用管理支援業務」の実施要項（案）、国土交通省の「本省行政情報ネットワークシステムの運用管理業務」の実施要項（案）、財務省の「財務局の未利用国有地の管理等業務」の実施要項の変更（案）について審議いたします。

最初に、内閣府の「内閣府LAN（共通システム）の運用管理業務」の実施要項（案）についての審議を始めたいと思います。

実施要項（案）について、内閣府大臣官房企画調整課情報システム室堤室長より御説明をお願いしたいと存じます。なお、御説明は15分程度でお願いします。

○堤室長 ただいま御紹介いただきました情報システム室長の堤と申します。どうぞよろしくお願いたします。

本日は、内閣府LAN（共通システム）における運用管理業務の民間競争入札実施要項（案）について、御審議いただく場を設けていただきまして、ありがとうございます。

まず最初に、内閣府LAN（共通システム）の概要及び調達方法等について、概要を御説明させていただきたいと思います。

まず、システムの概要ですが、内閣府LANの特徴として、内閣府本府、内閣官房、復興庁、特定個人情報保護委員会の4つの組織で1つのシステムを構築し、利用しているということがございます。これによりまして、ハードウェアの集約化、ソフトウェアの共通化や共用化、そして、インターネットの出入口の一本化などを実現しておりまして、他省には見られない費用対効果の高いシステムとなっておりますというところが1つの特徴でございます。現在、内閣府LANを利用する職員は約4,500名おります。利用拠点は、内閣府本府のほか、各合同庁舎、そして、民間ビル等を含めると、約40か所にのびります。この各拠点間を内閣府WANで接続しているという形式になっております。職員は、各種資料作成はもとより、電子メールや電子掲示板の利用、そして、インターネットでの情報収集や情報発信にこの内閣府LANを利用しておりまして、各種政策の企画立案、総合調整等の業務を行っておりますでございます。

また、昨今は、高度化・多様化するサイバー攻撃から、いかにして内閣府の重要な情報資産を守るかというセキュリティ対策についても重視しておりまして、政府全体の予算が見直しを求められている中ではありますが、安全性や信頼性の確保、運用管理の効率化・合理化等を図り、併せて、職員の利便性向上も目指したシステム整理を実現しております。

今回の次期内閣府LANの調達方式については、平成19年3月1日に各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議で決定されております「情報システムに係る政府調達の基本指針」がございまして、これに基づいたシステム構築に係るコストの適正化の観点から、設計・構築・運用・保守等に係る各種の業務を、5つの調達に分離するという方式をとっております。

1つ目がLANの調達。これは職員が利用する端末やサーバ等、そのものの調達でございます。

次にWebの調達。これはインターネットとの接続、あるいは内閣府本府のWebシステム（ホームページ）等の調達に係る部分でございます。

次に、WAN調達、先ほど申し上げましたように内閣府LANは、利用拠点がたくさんございますので、各拠点間を接続するネットワーク回線の調達でございます。

そして、本日御審議いただきます運用管理調達は、内閣府LANの運用の監視、それから、運用管理業務そのものの調達に係る部分でございます。

もう一つは、PJMO支援と申しまして、次期内閣府LANの設計・構築の工程管理を行っていただく、この部分の調達ということで、5つに分かれております。

そのうちの、本日は、平成25年6月の閣議決定で定められました公共サービスの対象として選定されております運用管理調達の実施に当たりまして、お手元にお配りさせていただいております「内閣府LAN（共通システム）における運用管理業務の民間競争入札実施要項（案）」を委員の先生方に御審議いただくことになってございます。

それでは、詳細については、担当の中江から御説明させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○中江課長補佐 内閣府大臣官房企画調査課の中江と申します。どうぞよろしく願いいたします。資料を見ながら実施要項（案）を御説明させていただきます。

まず、本日の御審議に当たりましては、内閣府公共サービス改革推進室のホームページで、これまで開催されました入札監理小委員会による「議論のポイント」を拝見させていただきました。本日は、時間も限られていることでございますので、これまでの類似の案件での議論のポイントとされたところを中心に御説明をさせていただきますので、よろしく願いします。

お手元のA-2という資料を御覧ください。

11/185ページでございます。そこに「3. 実施期間に関する事項」についてですが、「図3-1 全体工程」に示すとおり、次期システムは、平成27年1月から本格稼働することとしておりますので、この時期に合わせまして、平成30年12月までの48か月間、本業務の運用管理業務を実施する予定でございます。また、次期システムの構築と並行して、本業務の調達を実施し、本業務調達事業者への引継期間は、次期システムの稼働前の平成26年10月末から約2か月間を予定しております。

続きまして、12/185ページを御覧ください。「4. 入札参加資格に関する事項」について、特徴的な2点について御説明させていただきます。

まず1点目は、(13)に「ISO9001:2008、又は、CMMIレベル3以上の認証を受けていること、また、これと同等の品質マネジメントシステムを確立していること」を要件としております。この品質マネジメントは、サービスレベルアグリーメント（SLA）の締結で求めております、主要な業務であるヘルプデスク業務の問い合わせの平均回答時間やアカウント管理業務のアカウント手続時間等の品質に関係しております。これは、職員が効率的に業務を遂行する上で、次期システムに対する品質マネジメントの重要性から必要な要件とさせて

いただきました。

2点目は、このすぐ下の(14)の「プライバシーマーク付与認定、ISO/IEC27001 及び JIS Q27001 認証のいずれかの取得、又は、同等の情報セキュリティマネジメントシステムを確立していること」を要件としております。情報セキュリティマネジメントは、運用管理事業者が、内閣府及び内閣官房等の機密情報を業務上どうしても知り得てしまうことから、政府の重要な情報を取り扱うことになるので、必要な要件といたしました。

次に、13/185 ページの「5. 入札に参加する者の募集に関する事項」について御説明させていただきます。入札に係るスケジュールは、入札公告を7月中旬、入札説明会を8月上旬、開札は10月中旬として、契約締結は10月下旬を予定しております。

続きまして、14/185ページの「6. 本業務を実施する者の決定に関する事項」について御説明させていただきます。事業者の決定については、57/185ページの【別添01】調達仕様書（案）に記載している要件については、すべて必須項目としております。必須項目をすべて満たしている提案者に対してのみ、155/185ページの【別添02】総合評価基準書（案）に記載している基準に従い、提案内容を定量化し、技術点を算出し、内閣府、内閣官房及び復興庁のCIO補佐官や外部専門家の御意見を踏まえて決定することとしております。なお、評価方法については、価格点を1,000点、技術点1,000点満点として、その比率は1：1で評価することとしております。

次に、16/185ページの「7. 運用管理業務に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項」について、入札に参加する者への情報開示について記載しております。情報開示は、システム概要書や運用保守手順書、操作マニュアル等の資料閲覧は可能としております。その他、この項では、閲覧方法などについても記載させていただいております。

最後に、29/185ページからの【別紙01】「従来の実施状況に関する情報の開示」では、従来の実施に要した経費や人員について記載しており、36/185ページの（注記事項）欄には、工数を算出する上での考え方、数値増減の要因について、具体的に記載しております。これにより、現行システムにおける運用実績等の内容が正確に把握できるように配慮させていただきました。

以上、簡単ではございますが、「内閣府LAN（共通システム）における運用管理業務の民間競争入札実施要項（案）」について、御説明させていただきました。御審議のほど、どうぞよろしく申し上げます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項（案）について、御質問・御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○井熊副主査 どうも、御説明ありがとうございます。

過去の調達の実績によりますと、LANの調達とかIDCの調達を含めて、20～30者が仕様書を取りに来ているけれども、入札は1者であったというような実績がありますけれども、この辺の原因についてお聞かせ願いたいのと、今回、これを打破するために、どうい

ころに対して工夫を講じておられるか。

○中江課長補佐 前回、4年前にも、このLANとかIDCを調達させていただいたのですが、内部の事務等の関係から、契約が決まったのが半年前、6月になりました。その関係で、構築等に関しての作業が短いのではないかと業者の方で考えられたことは、原因として考えられます。今回は、前回よりも3か月ほど早めの4月1日から構築等の作業開始とし、スケジュール的には配慮をさせていただいております。

○井熊副主査 ということは、この前LAN、IDCに対して落札した企業が、そういう厳しいスケジュールに対して、そういうような条件を克服する特殊な能力を持っていたという、そういう御理解ですか。

○中江課長補佐 現行の業者は、期間内でちゃんと構築等ができましたので、能力があったと考えております。

○堤室長 基本的に、期間を長くするのは、我々にとって課せられた一つの使命だとは思っているところですので、今回も、特に前回調達の反省点を踏まえて長めに期間をとっております。参入しやすいことを念頭に期間を長くとったことは、一応私どもとしては努力をしたというふうにご覧いただいております。

○大山専門委員 23年から26年までの話を教えていただいているわけですが、LANとIDCとWANで見ると、WANは3者来ているのですね。ほかは1者、1者になっているという実態を見せていただいているのですが、これは、今回、運用だけとしても、全部まとめて、どこか来ますかというのがちょっと気になる。そこについての御心配は、逆に、ないのでしょうかという質問です。

○中江課長補佐 IDC調達については、今回はWeb調達と名前を変えましたが、LAN調達やWeb調達の要件に比べると、運用管理業務の要件についてはかなり緩和しております。このことから、現時点では、かなりの業者が参入できると、我々としては考えております。

○大山専門委員 そうすると、WANだけ3者来ているときに、あと、2者がそれぞれ取っているところがありますね。その2者は来ていたのでしょうか。

○堤室長 WANの場合、拠点間をつなぐ回線の調達ですので、実は、技術的な差なり特徴が出せる部分が一番少ないカテゴリーだと考えられると思うのですね。要するに、回線使用料がどのぐらいの提示があるかということが1つのポイントになりますし、技術水準の差としては、今、多分念頭にあられる3者のうち1者は、一番末端の部分「ラストワンマイル」は借りなければいけないとかいうところがあるかと思っておりますけれども、それでも回線の品質保証なりはそれほど差がつかないところだと思います。ですから参入しやすいところだと考えられます。

○大山専門委員 この3は、その企業があと2者だと思えばいいですか。であれば、はっきりしていると思うのですね。

○目黒係長 回線系の手ベンダー3者に対する要件としては、技術水準が変わらないので、大抵、どこの省庁で調達をやっても、その3者がほぼ来て、ネットワーク回線だけの

契約をするという形で切り出すと、その3者がほぼどこでも参入されやすい要件になっております。

○大山専門委員 分かりました。得意なところを取ろうとして来たからこうなっていて、運用管理のところだけだったら、まとめてもそんなに難しくないだろうという、そういう考えですね。

○堤室長 そうです。

○大山専門委員 分かりました。

○石堂主査 ほかにございますか。

私から、細かくて、また、素人の質問で申し訳ないのですけれども、質の部分がありますね。8/185～9/185ページで、確保すべき質として、気がついてから、第一報告を入れるまでの時間を守ってねというのがあるのですけれども、この言葉として、8/185の(イ)で、「不正アクセス・検知報告時間」がありまして、「担当者が不正アクセス・検知の事象を確認した場合」という表現が出てくるのですね。「検知」という言葉と「確認」という言葉が、同じようなことを意味してないかなと、ちょっと気になりました。

9/185ページの一番上の(オ)で「障害報告時間」が、「担当者が障害の事象を確認してから第一報を入れるまで」と書いてあって、下の算式のところは、(障害発生時刻)となっているのですね。そうすると、障害が発生していたのに、気がつくのが遅れたときの時間は、この確認から第一報という場合には、入らないのかなという気がします。実際の運用上はどういうふうになるのかなというのがちょっと疑問に思うのです。8/185ページも、不正アクセスが実際にあったこととそれに気がついたこととは、恐らく事実として違うと思うのですね。気がついてから報告までの時間は守ってねということですが、発見が遅れても、それは仕方がないという考え方になるのですか。

○中江課長補佐 不正アクセスがいつあったかというのはなかなか。

○石堂主査 これは、逆に分からないということですか。

○中江課長補佐 はい。

○石堂主査 そうすると、検知したときが、「そのとき」ということですね。

○中江課長補佐 そうです。

○石堂主査 障害の方はどうですか。

○中江課長補佐 障害も、すぐ分かる場合とタイムラグがある場合がありますので、担当者が、まず異常を示すメッセージなどを確認してから、一報を入れてもらうことで考えております。

○石堂主査 そうすると、9/185ページの「報告時間＝」のところは、「障害発生時刻」ではなくて、「障害確認時刻」だということになりますね。

○中江課長補佐 そうですね。

○石堂主査 分かりました。

○中江課長補佐 確認いたします。

○石堂主査 これは非常に長期間の契約をするわけで、これは既に国庫債務負担行為の予算は確保できているということですね。

○中江課長補佐 はい。

○石堂主査 実を言いますと、ほかのところで、国庫債務負担行為の関連で、入札予定価格を示したけれども、不調になったというケースがあつて、債務負担行為契約分の予算を確保したときに、後年度の各年度ごとの金額とか、それは各年度ごとに全部縛られるのですか。各年度ごとにやることはいろいろ違っているから、これからの3年なり4年なりという中で、この年度にはこのくらいの金が出ていくでしょう。次の年はこのくらい出ていくでしょうというのは、予算要求上は数字があつたと思うのですけれども、それが予算上になくて、あらわれたときに、後年度の各年度ごとの数字というところまで縛られるのか、全年度分は、どーんとかたまりなのか。

○目黒係長 運用管理業務に関しては48か月、運用期間中毎日同じことを行っていたところだけを切り出した業務なので、システムの改修がこの時期に入りますとかという要件を踏まえた調達ではなく、あくまでもシステムを組んだものを過不足なく運用していく管理支援をしていただくということです。

○石堂主査 ようかんを等分に切ったのと同じような形ですか。

○目黒係長 そのような形で、毎日、日次の報告の分、月次の報告の分というのがずっと発生すると。

○堤室長 初年度の場合は、1月からスタートしますので、まず3か月間、その後、3年間は1年度分、最後の1年は4月から12月までの分ですから9か月分です。

○石堂主査 分かりました。

もう一点、10/185ページで、支払方法がありますが、これはアとイがあつて、イのところで、「契約書で定めた期間ごとに検査を実施し、適正に」云々で「支払請求書を受理した日から」と書いてあるのですけれども、これはどのくらいのタイミングで払っていく予定になっているのですか。

○目黒係長 内閣府の運用管理の役務のものであれば、半期か四半期ごとという形を、契約書(案)を作成する際に、今だと、このタイミングが終わって、パブリックコメントを打つのですけれども、その後、意見を踏まえたものを、入札公告として出す際に契約書(案)を添付させていただいた上で公告を打ちます。その際には、半期か四半期ごとの期間を入れる形になっております。最終的に契約者と契約を結ぶときに、どの期間で払う形にするかということ合意します。

○石堂主査 仕様書を示した段階では、業者さんの方は、四半期ごとにお金が支払ってもらえるのか、それとも半期に1回しかもらえないのかは分からないということですか。

○堤室長 現時点では、そこまでの定めはしておりませんが、契約書内の協議事項ですので、その段階でお互いに合意をすれば、それが四半期になるか、半期になるかということになると思います。

○石堂主査 これは、業者さんの方からすれば、小刻みに欲しいということになるのでしょうかね。発注側にすれば、手数がかかるから、なるべく飛んだ方がいいということになるのですかね。

○堤室長 そこは、この契約に限らず、一般的な会計の契約に基づく実績と支払という関係になりますので、毎月がいいのか、極端な話をすれば、一番短いのは多分日払いになるのかもしれませんが、通常、こういう年間を通してやる契約は、半期、四半期あるいは長ければ1年まとめてというのが、これに限らず、会計の支払との手続のルールとしては、契約事項として定められるものとなります。

○石堂主査 1年に1回というのもあるのですか。

○堤室長 私も、どういうものがあるかまでは分かりませんが、契約で決めるものですので、最長は1年もあり得るのかなと思います。

○石堂主査 分かりました。

○井熊副主査 11/185ページの全体工程でやると、これは調達契約があつて、その契約が、施設が立ち上がったところで運用につないでいくということですね。この調達契約の方で、運用の調達が公正に行われるためには、構築の方の契約者に対して、情報開示とか、引継義務とかいうようなことを課していないとうまくいかないと思うのですが、まず、その辺の情報開示が構築の方の契約で課されているかとかということ、課されているのであれば、その事実をどうやって運用の方、説明会に来る人たちに知らせるかということについてお聞きしたいと思います。

○中江課長補佐 まずLANとWebの仕様書には、運用管理事業者には情報共有することを課しております。運用管理の仕様書でも、ステークホルダーの関係を69/185ページに、明確にしております。主対応者、副対応者、確認者、承認者という形です。

○井熊副主査 大体システムの運用というのは、構築した人がとるのが非常に有利になって、その一番大きいのは情報開示がなされない人は、引継ぎに対して遅くなるとかいうのがあつて、そういうリスクがないことを、これこれこういう契約条項であなたは守られていることを具体的に提示してあげないといけないのかなと思うので、それは漠然とした情報開示ということであれば、企業側としては断る理由は幾らでも出てくるので、システムの構築の入札段階で、義務については具体的に課していかないと、契約してからでは、幾らでも言い逃れができると思うのですね。ですから、構築の方とそこところは併せて、ちゃんと構築のところで義務を課して、その義務を運用の方に開示していくというふうにしていかないと、なかなか運用の方の調達が成り立たないのではないかと思います。

○中江課長補佐 そこは御配慮をさせていただきます。

○目黒係長 そこは、LAN、Web、WANの各仕様書に関しても、明確に記載をしており、引継期間を2か月とっており、その期間に引継ができる操作マニュアル等を使って引継を行うことというのを要件として記載させていただいております。実施要項（案）の16/185ページに、システム概要書、操作マニュアル並びに運用・保守手順書については、事前閲覧が

可能ですという形で、閲覧できる形の要件とさせていただいております。

○井熊副主査 そのこのところは、説明会のときでも、内閣府さんの姿勢と、どのような形で不都合が出ないような措置がなされているのかというのを具体的に説明された方がよろしいかなと思います。

○目黒係長 それは入札説明会の場で。

○井熊副主査 説明会の場でもいいと思います。

○中江課長補佐 御配慮させていただきたいと思います。

○石堂主査 今の話は、書かれていることに従って、そういう内容の提供を具体的な説明会の場等で充実させていくということによろしいですね。

○中江課長補佐 はい。

○堤室長 そこは、私どもで心がけまして、説明会等できっちり開示できる形で対応するようにいたします。

○石堂主査 そのほか、いかがですか。

○関根専門委員 御説明ありがとうございます。

8～9/185ページの「確保される運用管理業務の質」についてお伺いさせてください。こちらは確保される質について書かれているのですけれども、他方で、現在の業務における達成度合は、39/185ページに一部書かれています。こちらで書かれている目標と、確保されるべき質はほぼ同じであり、内閣府としては、大体このくらいは確保したいということの表れかと思っています。と同時に、実績と比べますと、60分以内という目標に対して、実際には、その半分ぐらいの時間でできています。これらのことから、2つのことが気になっています。ひとつは、実際に60分ぐらいになったら、現在より質が落ちてしまうのではないかということです。他方、先ほど来、話が出ていますように、今行っている業者以外にも、広く、もっと新しく参入することを考えれば、はじめは慣れないですからある程度質が少し下がったとしても、3年間でだんだんよくなっているところもあるので、目標を単純に今回も同じにしたということではなくて、競争のことも考えられたのかどうかということです。その辺りのことを教えていただきたいことが、まず1点です。

あと、もう一点、アンケート調査結果の75点以上が確保されるべき質とあって、アンケートは、恐らく55/185ページ辺りにあるアンケートのことを言っているのかと思いますが、今もそういうアンケートを行っているのかどうかということです。行っているとしたら、ちょっと見当たらなかったのですが、75点というのは、実績と比べてどの程度のレベルなのかということです。アンケートというのは、どの程度でつけるかによって点数が変わってきて、つける方がそんなに極端なことをつけなければ75点に行くのかなとは思いますが、どのくらいで考えられているのかというのを教えていただきたいと思います。その2点お願いします。

○堤室長 1点目は私からお答えします。求められる質、これは高いにこしたことはございません。どこの省庁さんもおっしゃると思うのですが、内閣府の場合には、内閣官房を

抱えておりますので、そこに対するクレームなり、不正アクセスなりがあった場合には、可及的速やかにが一番正しい。ですから、本来であれば、現状に求められている水準をさらに高くして求めることも可能ではあります。ただ、これはあくまで平均でございますので、どのような問題が起こるかというのは、正直言いますと、年によっても違いますし、今後の想定も、軽微なものから本当に重大なものまでのトータルの平均としての目標値でございますので、仮にこれは平均回答が24分だから、これを30分で縛っていいかということにはならないという考え方です。逆に、参入の障壁にならないということで、最低限の基準としては、平均値でこのレベルは必要だよという考え方でこういう提示をさせていただいているところでございます。

○目黒係長 アンケートに関しては、職員に、ヘルプデスクだけに関するアンケートはとっておりません。どちらかというと、「機能的にどういうことを求めますか」という、職員に対して、次はこのシステムをつくるに当たってのアンケートは、現行のシステムが始まった4年前から1年ごとにアンケートをとって、ユーザーの要望を聞き入れたり、セキュリティ条件を聞き入れたりというのを踏まえて、次期調達に向かっておりますけれども、「ヘルプデスクのユーザーサポートはどうでしたか」というアンケートは、今回、運用管理業務を外出しするに当たって、該当項目として出させていただいたと。最初だということもあって、各省さんが置かれているヘルプデスクのアンケート調査の項目を見たところの75点程度というところが一般的だと思い、まず一番最初なので、最初から高い数値で平均90点以上とかと示してしまうと、達成できなかったときの対応をどうするのかというところがありますので、今まで、入札監理小委員会でやっていただいている他の調達を参考にさせていただきながら、設定させていただいているところです。

○関根専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を後日入札監理小委員会で確認した上で、議了とする方向で調整を進めたいと思います。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

（内閣府退室、経済産業省入室）

○石堂主査 続いて、経済産業省の「調査統計システム運用管理支援業務」の実施要項（案）の審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）について、経済産業省調査統計グループ統計情報システム室澤野室長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明時間は15分程度でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○澤野室長 本日はよろしくお願ひいたします。私は澤野でございます。

では、先生方に御審議いただきますけれども、私どもの調査統計システム、非常に安定性の要求されるシステムでございます。プロの方にしっかりと運用してもらわないといけないということで、そうは言っても、我々としては、競争原理を働かせまして、できるだけいい提案をする事業者を選びたいということで、まさにこの瞬間までいろいろと議論をしているわけでございますけれども、何分力及ばず、しっかりした競争になってないことも多いかと思っておりますので、ぜひ先生方に御指摘いただきまして、よりよいものにしたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、早速ですけれども、担当の佐藤から御説明させていただきます。

○佐藤参事官補佐 佐藤です。どうぞよろしくお願ひいたします。

直前で資料2枚差し替えさせていただきましたので、これにつきまして、私の御説明の中で御説明いたします。

通し番号のページの3ページから御説明いたします。本件で対象としております調査統計システム（STATS）は、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」に基づきまして、それまでばらばらに統計ごとに持っていたシステムを集約して、平成21年の10月から運用を開始したシステムでございます。

このシステムは、経済産業省の統計調査を担当する職員、都道府県庁で統計調査を担当する職員をネットワークで結んで利用しているもので、集まった統計データの入力、審査、集計、結果票の作成まで、一連の処理を行うシステムでございます。

1枚めくっていただきまして、4ページの規模ですけれども、サーバ台数が、新環境（予定）というところですが、物理的には19台、最近の仮想化ということがございまして、仮想サーバとしては35台という規模です。それから、本件で対象としておりますパソコンが61台。利用者としては、合計で520名ほどという規模でございます。

続きまして、業務の内容ですけれども、システム運用管理から業務運用支援、利用者からの問い合わせに対応するヘルプデスク業務、そして、これらをまとめた報告という、大きく4つの業務の内容となっております。

このサービスの質を確保するためにSLAを締結いたします。

少し飛ばして、8ページでございます。「実施期間に関する事項」に、スケジュールの表がございます。本件は、26年、今年の11月から4年間を対象としております。その11月の前の10月1か月間を引継の期間に充てております。引継を行う者は、新しい機材が入りますので、その機材を構築した機材業者から、機材に関する説明を受ける。もう一つは、アプリケーションとデータを現行機材から新機材へ移行する移行事業者がアプリケーションに手を入れて改修などを行いますので、その結果を踏まえて、本件の運用支援事業者

引継をしていただくという引継期間を設けております。

そして、応札の意思のある事業者の方に、事前に資料を閲覧していただく期間を2か月間設けて、できるだけ多くの方に見ていただきたいと考えております。

それから、10ページの落札の方式ですけれども、総合評価落札方式といたします。価格点と技術点で1:1とします。技術点については、11ページに項目別得点がございまして、3段階を設けております。最高得点が50点、30点、10点という3種類に分けて評価を行います。

続きまして、従来の実施状況に関してですけれども、別紙1を御覧ください。別紙1は26ページからになります。27ページが、今回差し替えさせていただいたところがございます。差し替えたところは、（注記事項）の中で、平成25年度の社内支援体制の人員が1名増えている理由について、何ら要件は変わらず、事業者の判断で増員されたものと記載しておりましたが、これは誤りでございまして、正しくは、要件を変えまして、常駐要員に求めていた資格要件を1つ、社内支援要員の方に移します。これによって、社内支援体制に資格を有する方が1名追加されております。

「社内支援要員」という体制が何かということですが、専任ではございませんで、常駐要員が困ったときに、後方支援と申しますか、バックアップしていただくというもので、実際に手を動かして、当省で作業をしていただくということではございません。技術的な面でより上位の資格を有するような方にアドバイスしてもらおうとか、具体的に申し上げますと、経済産業省のLANの切り換えがありましたときには、そのスケジュールを維持しつつ、この2つのシステムを新しい経済産業省のLANにつなぎかえなければいけないというイベントがございまして、そのイベントが4年に1回のイベントでございまして、常駐要員ではちょっと難しいということもございまして、社内支援体制から技術的な知識の支援ですね。操作方法とか仕様とかの支援をいただいたという実績がございます。

28ページの業務実施状況ですけれども、過去3年間の問い合わせ件数、障害などに対応した件数を記載しております。システムは、安定稼働をしてくまして、件数は徐々に減ってきております。今年度は残り2か月ですけれども、過去3年の中では最も減る見込みでございまして。

それから、29ページの目的の達成の程度のところですが、現在もSLAを目標値として定めておりまして、双方で合意して、その目標に向かってやっております。過去3年間の実績としては、全て達成している状況です。

17ページに戻りますけれども、評価に関する事項です。毎年、1年経過した10月末時点におきまして、業務内容について評価を実施いたします。その結果を提出いたします。

訂正箇所2か所目についてですが、71ページです。これは単純な記載誤りでございまして、専門分野が3種類ございまして、「運用管理」と3つとも全て記載しておりまして、これは誤りでした。運用管理、システム管理、オペレーションに修正させていただきました。

最後に、74ページ。提案書の評価項目の一覧表ですが、先ほどの50点、30点、10点のところがこの話でございまして。この3つに分けましたのは、例えば業務内容については、できるだけ具体的に仕様の中で書いておりますので、提案にそれほど差が出ないであろうということで10点としております。それから、それよりも総体的に大切であろうという体制については、その1つ上の30点にしております。そして、最も重点的に考えているのが、常駐要員です。常駐要員は、24年度までは資格を求めておりました。資格を有する者を常駐させてくださいとお願いしておりましたが、これを少しでも緩和しようということで、資格は求めずに、経験を求めることとしました。今回は、経験は最低限として求めますが、さらに、資格を持っている方に来ていただける場合は、これは技術的にとても安心できる場所ですので、最も高い50点とさせていただきました。

1者応札が続きましたので、資格要件を、システム運用開始当初は心配なことが多いですので、できるだけ資格を持ったりしている方に来ていただきたかったですけれども、実際に安定してきましたので、少しでも緩和しようということで、資格を外して、その分、社内の支援体制の方に資格を残して、何かあったときに一時的に支援していただきたいというような仕組みを考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、質問・御意見のある委員は、御発言をお願いいたします。

○井熊副主査 どうも御説明ありがとうございます。

これまでの運用に関しては、システムを開発した会社が、ずっと運用を受託されているということで、そういう状況を克服するために、どういう点を今回改善されているかという点が1つ。

それから、もう一つは、その意味で資料の閲覧期限を非常に長く持っているということですが、6ページの図を見ると、新しい機器が全部入り終わる前に閲覧期間になります。そういった意味で十分な閲覧ができるのかどうかということですね。その2点についてお尋ねいたします。

○佐藤参事官補佐 機材が組み上がらない前に資料閲覧が始まってしまう件ですけれども、機材構築に当たっては、基本設計とか詳細設計とか、運用設計を全て考えてから設計を行いまして、そのドキュメントがつくられて、レビューを経て構築されていきますので、必要なものはそこそこ揃っているという認識でございます。

○井熊副主査 運用マニュアルはいつまでにできますか。

○佐藤参事官補佐 画面ショットを撮ったりするというようなところは、最終にはなりませんけれども、その設計の段階で画面がないような状態のものでもつくり上げていくことにしております。

○井熊副主査 もし、スケジュール的にこうであれば、ここの閲覧の内容がより実務に近

づくようなものを、機器の構築の方の契約をしないといけないかなと。そういう作業スケジュールを指示していかないと、この閲覧が不十分なものに終わることがあるのではないかなと思います。前回、ずっと開発事業者が運用も受託してきたという状況を克服するためになされている工夫とかございますか。

○佐藤参事官補佐 全ての設計書とか、1年間の業務実績とか、問い合わせの対応結果とか、全て納品いただいて、その閲覧のときに、引継資料のようなものとして見ていただいているのですけれども、ここでは何一つ隠さず全て出しているのです、その点に関しては、できるところは全てやっているとと思っています。

○井熊副主査 前も、そういう閲覧はしていなかったのですか。

○佐藤参事官補佐 しておりますけれども、システムの運用担当者、私たちにとって理解できるものであれば、それはそれでよしというようなことがありましたので、新しく入る方が見てより分かるような引継書なり、そのボリュームは増えますけれども、そういうものを残してきているつもりではございます。

○澤野室長 先生御指摘の点ですけれども、大きく2つあるかなと思っています。1つは、資格者に余り限定し過ぎてしまいますと、かなり小さいところは入りにくいかもしれませんので、人材を豊富に持っている大手が有利になるかなと思いましたが、そこは経験年数とか、必ずしも資格にこだわらなくても満たせるようにというのがあります。

それから、今までは単年度をやっていましたものですから、単年度ですと、取れるか取れないかという心配をしますと、どうしても及び腰になってしまうかなと思いましたが、今回は、公サ法ということで4年間長期にわたって取れた暁には業務に携わることができまますので、その点、参入障壁は大分下がったのではないかなと思っております。

○井熊副主査 大手のベンダーさんは、みんな資格を持っていて、大手のベンダー同士では余り差は出ないということで、大手のベンダーが1者しか応札してないことに関しては、その条件では改善にならないということが1つありますね。そうすると、御指摘のところは、競争が発生し得るのは、単年度を複数年度にしたという効果に依存していることになるので、なぜほかの事業者が出てないのかということに対する分析と対応がもう一歩踏み込まれた方がよろしいのではないかなと思います。

○澤野室長 今回は、先ほどもちょっと御説明いたしましたけれども、これまでやってきた情報ということで、実績の開示ということで、例えば、今やっている人たちは、どのくらいの金額で、どういう体制で、年間の処理件数がどのくらいということで、これはこれから応札しようという事業者にとっては非常に参考になるデータかなと思っています。やってみないと、実際にはどのくらいの工数が発生するか分からないという中ですと、なかなか応札していただけないのかなと思ったものですから、そういう意味で業務の情報のみならず、こういった今までの実績の情報も開示して、工数の見積がしやすいようにというふうな配慮をしたつもりではございます。

○渡部参事官補佐 一言補足させていただきますと、最初のスタートのときには、競争が

働いておりました。これより厳しい条件の中でも競争は働いておりました。別のシステムを以前うちの中でやっていた前の業者様と今回今までやっていらっしゃる業者さんの競争ではございましたけれども、その時点では競争が働いておりました。なぜ、その後入らなくなったのかなど、いろいろ確認はさせていただいているのですが、幾つかあったのは、資格の中に、受講をしなければいけないのを先に取れてないものがあるとか、7人という人数の縛りがあったときに、7人を最初からグリッブしておく、その入札が終わるまで確保しておくということが、事業的に厳しいと。しかも、1年間の業務でしかなかったものですから、その後、その要員を遊ばせておくわけにはいかないので、確実に取れない限りは、そこまではできないというような話がありまして、それがあります。

今回は、そういった意味では、政府調達ということもございますので、意見招請をある程度長いスパンをかけて告知時間を設けることもできますし、その間に、資格の中では、例えば受講するものもございますので、それらに対応する時間もベンダーさんも取りやすいと。あとは、これは通常いつも4月始まりなものですから、年度末ということで契約が固まったりすると、その翌年度のことでかなり競争が働きづらい部分がありますけれども、今回、11月からスタートですので、そういった意味でも始まる期間のずれもありまして、これまでよりもそこら辺は緩和されているのではないかと考えております。

○大山専門委員 競争性が働いていたのは、平成23年、24年、25年、26年と来て、その前ですか。

○渡部参事官補佐 22年です。

○大山専門委員 STATSを開発したのは何年ですか。

○渡部参事官補佐 21年、22年の2段階のリリースをしまして。完全に打ち出したのは23年からという形です。

○大山専門委員 そういうことですか。そのときに、もう一者あったところがやめた理由の中には、STATSのソフトウェアに対する不安はなかったのでしょうか。

○渡部参事官補佐 そういうことは言われておりません。

○大山専門委員 これは、著作権を含めて全部経産省がお持ちなのですか。

○渡部参事官補佐 はい。

○大山専門委員 改変とか、機能強化とか、そういったようなことも起こり得るのでしょうか。

というのは、何で気になるのかというと、まず現行業者は、人を離してしまった場合に、その対応をするのは当然高くなるだろうという予測があるのですね。今、改変とかそういうことを外しているから、競争性があって安くなると思うのかもしれないけれども、もしそれがあるとすると、ほかができない場合には、結局、人を確保しておくということになったり、いろいろなことが起こり得るので、その辺まで含めて考えるときに、どちらなのでしょうかとというのが分からなくて、あえてお聞きするのです。

○渡部参事官補佐 STATSという仕組みですが、この運用支援の中では、メンテナンスはま

た別のものと考えております。

○大山専門委員 そうすると、4/74ページに、「障害管理」で、「障害を検知し、STATS機器によるものか、STATSアプリケーションやデータによるものか一次切り分けを行うとともに、調査統計グループ云々」と書いてある、このところは、今回応札しようとする1者だけでなく、STATSのソフトをメンテする側も関係するのではないかと思うのですけれども、そうでないと、やり切れない可能性があるかなということを心配するのですが、そこはどうかのですか。

○渡部参事官補佐 それは、この運用支援様の方にやっていただく業務の中では、当然アプリケーションの問題であるのか、データの問題であるのか、機材の問題であるのかという原因の切り分けをやっていただくことにはなります。

○大山専門委員 そこまで確実にできますか。

○渡部参事官補佐 基本的には、設計書を含めて全部一応見てやっていただくという設計でありますので、今はそういった意味では、現状開発したメーカーさんの運用支援さんということにはなります。

○大山専門委員 そこへ確認をするための連絡を受けてもらうというのはあるのでしょうか。

○渡部参事官補佐 それはできます。

○大山専門委員 そうすると、それを書いておいた方がいいかもしれませんね。それがないと、不安に思うのですよ。相手側がノーと言ったら絶対やらないので、やり切れないと思います。

○小尾専門委員 もしそうだとすると、49ページの「問題管理」の(イ)と書いてある部分ですが、この記述だと、明らかに受注した人が解決しなければいけないというふうに読めます。

○大山専門委員 「担当職員と協議の上、実施するとともに、障害の根本解決方法について協議すること」ですね。

○小尾専門委員 はい。障害の根本的解決方法を協議しなければいけないという、これは受注者がやることなので、そもそも暫定対処方法の検討をするということは、ソースも含めてどういうふうに動作しているかを全て把握していなければできないことですから、今おっしゃった内容だとすると、これだと厳し過ぎるかな。表現としては、問題を切り分けて、アプリケーションに依存するような問題がある場合には、誰と協議するかは別として、そのアプリケーションの修正ができる人と協議をすべきぐらいの記述でないと、ちょっと厳しいのかなとは思いますが。

○大山専門委員 今のアプリケーションの面倒を見るところが別途あるという前提の話をちゃんと書いてあげないと分からないかもしれませんね。もし、差しさわりのないなら、書いていただいた方がいい。

○渡部参事官補佐 今の件は持ち帰り、文章の記述も含めて、改めて訂正させていただき

たいと思います。

○石堂主査 それに対応するおつもりはあるということですね。

○渡部参事官補佐 あります。

○関根専門委員 今の件に関連して、6ページの(3)のシステムの運用管理で、障害を検知してから、アは通知するまでの時間ですけれども、イの「障害の発生箇所を特定するまでの時間」は、今の件に関係してくるのでしょうか。障害というのは何だかよく分からないけれども発生するというようなものではないかと思います。そのような中で、アプリケーションなのかどうかということ切り分けるのは、専門家の方が難しいというお話をされていて、それも特に新しい業者だと分かりづらいのではないかという話はしていますけれども、このイで言っているのはそこまでのことをやるということになるのでしょうか。ウは、直して、復旧から通知の話なので、別の話であると思いますが、イは今の件に関連することになるのですか。

○佐藤参事官補佐 イは、ソースプログラムまでは入っていません。

○関根専門委員 アプリケーションかどうかとか、そういうことまではやるということですか。

○佐藤参事官補佐 はい。

○関根専門委員 そうすると、現在担当している業者は、当然、達成できているとしても、新しく入った場合に、同じような条件でできるのか、先程御指摘の点と関係すると思うのですけれども、その辺りが分かるようにしておいた方がよいかと思います。

○大山専門委員 ソフトウェアのメンテは別において、運用管理をやらせてという、なかなかうまくいっている例も僕も余り聞いたことがないぐらいだと思うので、工夫が要ると思うのですね。でも、チャレンジingだけど、もしできるなら非常にもしろいし。それから、このソフトウェア自体は、SASの話をベースにつくっているのだと思うのですが、そんなに複雑なものではないのでしょうか。

○渡部参事官補佐 そこまでではありません。基本的にはJAVAとかVisual Basicでやっているレベルです。

○大山専門委員 ソフトウェアの量は結構ありますね。

○渡部参事官補佐 数はあります。

○大山専門委員 これで面倒を見ろと言われてたら、そこはまず普通は手を挙げないと思うのです。

○澤野室長 基本的には、バグによるシステムダウンとかそういうのはほとんどなかったと記憶しております。

○大山専門委員 相性があるかもしれないですね。そのところは、応札する側は相当リスクを感じるようですね。だから、その不安を払拭するような仕掛けをうまく書いてあげる必要があるかなと思うのですね。

○小尾専門委員 今回、機器が新しくなって、環境が変わるので、その環境が変わった上

で、従来から開発していたソフトを載せて動かすわけですから、多分その相性とか、また、いろいろ。

○大山専門委員 だから、本当は動作検証までやってもらって、そこから後の運用だとい
いですね。

○渡部参事官補佐 今、機材を入れている中で、STATS自体の新しい環境で動くかという検
証と、このデータ移行の検証も併せて、今、別途、発注をかけているところでございまし
て。

○大山専門委員 そうすると、全体像の説明があつて、ここですと言った方が分かるかも
しれないですね。それがないと、これだけだと怖くてと、すごい不安に感じますね。

○渡部参事官補佐 8ページの「実施期間に関する事項」で設計の表が出ていたか思うの
ですけれども、基本的に、上の方が機材の書き方で、この間に、データ移行の関係もち
よっと載せるようなイメージを考えようかなと、今聞きながらちょっと思ったところだ
すけれども、そういった意味では、もう少し載せさせていただくような形で。

○大山専門委員 御検討をいただければと思います。

○井熊副主査 運用者に責任が行くようなイメージに思われてしまうと、非常にリスクが
大きい感じがあるので、ある程度のことをやっていけば、無理のないような形で来られ
るかもしれないですね。そういう運用者に過度のリスクが延長しないような形の構造に御説
明された方がよろしいかと思えます。

○関根専門委員 そういう意味では、システムを開発した人でない人が行うということ
を克服できない限り、ずっと1者になってしまうので、チャレンジだけでも、試みていか
なければいけないことは思っています。そういうつもりでつくっていても、見る人は何と
なくリスクを感じてしまうのではもったいないと思っていますので、御検討いただけたら
と思います。

○渡部参事官補佐 もともとSTATS自身も、普通にある、会社のソフトか何かに依存しない
ような形でシステムを構築するというのが前提にあつてつくっていった仕組みなので、本
来、開発メーカーであればどこでも入って来られるというのが前提ではあったのですけ
れども、さすがに、この規模になってしまうと、なかなか短期間でその内容まで理解して手
を入れてくるという業者さんが大変少なくて、ここまでのところ、運用支援がずっと不調
だったというところで、我々も変わったらどうなるのだろうというところが、ちょっと不
安なところがあるのですが、そうは言っても、競争の原理が働かないまま続けるわけには
いきませんので、そこら辺は見直せるところは見直させていただきながらと思っております。

○石堂主査 いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日の審議を踏まえ、本実施要項（案）について必要な修正を行っていただきまして、事務局を通じて各委員が確認した後に、意見募集をするようお願いしたいと思います。

経済産業省さんにおかれましては、本日の審議や意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討いただきますようお願いいたします。

また、各委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

（経済産業省退室、国土交通省入室）

○石堂主査 続きまして、国土交通省の「本省行政情報ネットワークシステムの運用管理業務」の実施要項（案）の審議を始めたいと思います。

最初に、実施要項（案）について、国土交通省総合政策局行政情報化推進課野水課長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。

○野水課長 国土交通省の野水です。よろしく申し上げます。

本日、先ほどお話のありました国交省の「本省行政情報ネットワークシステムの運用管理業務における民間競争入札実施要項（案）」について御説明させていただくことになっております。

このシステムですけれども、国土交通省の主に本省職員がクライアントPCを用いまして行政事務を遂行するためのものがございます。中身としては、ワープロ等、各種アプリケーションを搭載したクライアントパソコン、それから、ファイルサーバ、ログオンサーバ等のサーバなどから構成されております。

本調達の対象は、その運用管理業務でございまして、本省業務の円滑な遂行のために極めて重要な業務であると思っております。また、今回の調達に当たりましては、透明かつ公正な競争を促進することが必要と考えておりまして、今回、その観点からも配慮を行ってきたところです。

主な点を申し上げますと、1点目としては、この仕様書を作成するに当たりまして、その要件によって特定の者が優位になる、あるいは限定されてしまうということがないように、第三者であります調達支援業者において確認をしてもらいました。

それから、2点目として、仕様書（案）において、本業務に従事する要員の条件を規定しております。従来は、業務管理責任者、運用管理要員について、それぞれ3,000人以上のLANシステムの実務経験を求めておりました。今回は、これを500人以上のLANシステムでよいということで、規模を縮小しているところです。

また、競争参加資格について、これまで、全省庁統一資格A等級のみとしておりましたが、今回からは、B等級まで拡大したところでございます。

3点目として、どのような観点から総合評価において評価が行われるのかということが

明確になりますように、評価基準表、資料の89ページ以降に基準表がついておりますけれども、こちらは、各項目ごとに評価ポイントとか、あるいは、留意事項を書きまして、どのような観点から評価が行われるかということが明確になるように努めております。また、この評価基準については、第三者であります有識者を委員とします総合評価検討委員会を国交省に設けておりまして、こちらでも御意見を伺って、案をつくっているということになっております。

実施要項の詳細については、担当者から御説明させていただきます。

○瀬戸下企画専門官 国土交通省の瀬戸下でございます。

それでは、資料に従いまして御説明させていただきます。

まず、運用管理業務の対象となります「国土交通本省行政情報ネットワークシステム」の概要から御説明します。資料の3ページの2の(1)を御覧ください。

本システムは、本省等の職員が行政事務を遂行するため、業務資料の収集、作成、共有、交換を行うものであり、ワープロ、表計算、ウェブソフトを搭載したクライアントPCと、ファイルサーバ、ログオンサーバ等のサーバ等から構成されております。システムの利用者は約5,300名です。

次に、運用管理業務の概要です。4ページの中ほどのイの「対象業務の内容」を御覧いただきたいと思えます。AからDまで4項目あります。まずAは、発注者より提供する運用管理業者向けマニュアルをもとに、作業手順及びルール等を記載した運用管理業務手順書の作成を行うものです。次に、Bは各種管理台帳、例えば運用管理対象機器の設定変更の履歴を管理する設定変更履歴管理台帳、あるいは、バックアップを取得した外部記憶媒体の管理を行うデータ管理台帳などの作成、管理を行うものです。全部で11種類の台帳がございます。次に、Cはヘルプデスク業務です。システム利用者からの機器トラブルや問い合わせを受け付け、回答を行ったり、貸出機器の管理を行ったりするものです。次のDは、運用管理業務です。業務全体の名称を指す広い意味でも運用管理業務という用語を使っておりますけれども、これは狭い意味での業務を指しておりまして、運用管理業務対象機器の管理・監視や設定変更、障害発生時の対応、不正プログラム対策ソフトウェアのクライアントPCへの適用などのセキュリティレベルの確保等の業務を行うものでございます。

次の6ページ目の下段に、業務日及び業務実施時間がございます。ヘルプデスクサービスについては、業務日の通常業務時間、運用管理業務については、24時間365日としております。

それから、業務の質に関する規定です。6ページの下段、(2)「確保されるべき対象業務の質」を御覧ください。管理指標としまして、AからDの4項目定めております。1つ目は、問い合わせの回答率について、24時間以内の回答率を95%以上とすることを求めています。2つ目のBは、障害対応時間について、一次切り分けを検出から15分以内、さらに必要な場合には、機器調達業者への連絡を15分以内をすることを求めるものでございます。3つ目のCは、作業遅延の件数を0件とすること。それから、4つ目はヘルプデス

ク利用者満足度調査、利用者へのアンケートを行いまして、そのスコアについて75点以上を維持することを定めております。

入札参加資格については、次の8ページの下段に、4の「入札参加資格に関する事項」を御覧ください。特徴的な部分のみ申し上げますと、まず(4)で、競争参加資格の等級について、A及びB等級としております。従来はA等級のみとしていたものから、B等級まで広げております。

それから、(14)で、ISMS等、情報セキュリティに関する認証の取得、それから、ISO/IEC9001等の情報セキュリティマネジメントに関する認証の取得を義務づけております。

また、ここに記載はありませんけれども、業務管理責任者には、過去5年以内に利用者500人以上のLANシステムの運用管理業務における統括管理経験を、それから、運用管理要員には、過去5年以内に利用者500人以上のLANシステムの運用管理業務における1年以上の実務経験を求めています。従来は、3,000人以上のLANシステムとしておりましたけれども、経験に求めるシステム規模を縮小しております。

実施者を決定するための評価基準については、10ページの6番を御覧ください。決定は総合評価方式によることとしております。総合評価の技術の評価に当たりましては、有識者3名から構成されます総合評価検討委員会に意見を聴くこととしております。また、価格点、技術点をそれぞれ1,000点とする加点方式によることとしております。

その具体の基準については、85ページ以降の別添4を御覧いただきたいと思っております。まず、必須評価基準については、89ページからです。10項目あります。こちらは、調達仕様書の中で要件としているもののうち、その実現の仕方などを事前に確認しておく必要があるものを選定しております。次に、任意評価基準ですけれども、21項目設定をしております。客観的な評価ができるように、基準を具体的に示した上で、提案の有無に応じてあらかじめ定めた配点に従った点数を与えることを原則としております。具体的には、92ページから御覧ください。ちょっと一例だけ御説明しますと、例えば1番ですけれども、追加の成果物作成の提案があり、当該成果物の内容と運用品質向上に資する効果が具体的に示されている場合に9点、それ以外の場合は0点となります。

また、3番は、FAQシステムのデータベース登録頻度について評価するものです。調達仕様書では、登録頻度を3か月ごととしているのに対して、頻度を高める度合に応じて、9点、6点、3点のいずれかを与えることとしております。

実施要項に戻っていただきまして、12ページの7を御覧いただきたいと思っております。業務の量、質を把握していただくための情報として、5項目について従来の実施状況を整理して開示しております。20ページの別紙2を御覧いただきたいと思っております。まず1の実施に要した経費については、下の注記事項に記載しておりますように、平成24年9月以降、遠隔監視業務を別途外部委託により実施していることから、その分の経費が24年度から加わっております。

それから、2に、従来の実施に要した人員を記載しております。業務管理責任者、ヘル

プデスク、運用管理要員については、常駐です。それから、24年度から加わった遠隔監視要員については、下から4行目に記載しておりますように、4チームのローテーションで監視をしているもので、これは国土交通省専属の要員ではありません。

また、次の21ページには、月ごとのトラブル対応や運用支援等の対応件数を示しております。年度初めの人事異動時期にQ/A対応を行う傾向があるため、年間を通しての特徴を事業者の方にはつかんでいただけるものと考えております。

また、業務に求める質を把握していただくための情報として、次の22ページに「従来の実施における目的の達成の程度」を示しております。本業務でのSLAの1つであります24時間以内の回答率95%以上に関連する情報としまして、やや条件は異なるのですが、「当日以内回答率」というより厳しい条件で、95%近い回答率になっております。また、「2日以内回答率」は余裕を持って達成できていることを示しております。それ以外の障害対応時間、作業遅延件数については、実績を明確には把握しておりませんが、発注者の認識としては、従来は問題なく達成できていることを注記事項に記載しております。

以降の項目については、一般的な内容ですので、説明を省略させていただきます。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、質問あるいは御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○井熊副主査 御説明ありがとうございます。

これまで、行政情報ネットワークの運用管理システムは、1者がずっと受注されています。年度によっては、入札説明会に来られた事業者も複数あるのですが、入札者は1者であると。この理由と、今回、そういう状況をどういうふうに変更されたのかについて教えてください。

○瀬戸下企画専門官 従来、応札側からしますと、情報不足という部分があって、それがリスクになっていたという面があったと思いますので、そこについては、従来の実施状況を開示しています。また、今回、機器自体の更新がありますので、そちらからの情報もしっかり提示したいと思っております。

○井熊副主査 今までは、そういう開示が十分されなかったということですか。

○瀬戸下企画専門官 そうですね。従来の実施における情報などは、しっかりされてなかった部分があると思います。

○石堂主査 今のお話は、結局、説明会には来たけれども、応札しなかった業者に対して、ヒアリングなどを実施した結果なんではないでしょうか。それとも、国土交通省さんの受けとめといいますか、国土交通省さんお考えで、特に業者さんに直接当たった結果ではないということ、ちょっと違って来るなと思うのですが、いかがですかね。

○瀬戸下企画専門官 こちらが受けとめているということです。

○石堂主査 もしかしたらすれ違っているかもしれないなという感じもしますので、どち

らかというと、業者さんに当たっていただく方が、より現実的な改善案が出てくるのではないかなという気がします。

ほかはいかがでしょうか。

○井熊副主査 入札資格で、ほかの事業は大体グループ応札を認めるような情報が書かれているのですけれども、今回、それが無いのは、何か理由がありますか。

○瀬戸下企画専門官 入札資格については、Bランクまで拡大したことと、あと、今回、機器の調達などは含まない運用管理業務ですので、グループは認めなくても、単独で受注可能な企業が多く存在すると思えまして、今回特に入れなかったということです。

○井熊副主査 ただ、システムの場合、大手ベンダーの1者入札は非常によくあるので、いろいろご説明をしたときに、そうは言っても、ここまでリスクを冒してまでできませんという大手ベンダーさんがたくさんいて、大手ベンダーを前提とした単独応札ということだけで、本当に先ほどのような問題が解決できるのかと。意欲のある中堅のベンダーとか、そういったところの参加を促すこともあり得るわけですね。そういうことを考えると、なるべくいろいろな形で応札できるような環境を整えておいた方がよろしいのではないかなと思います。

○大山専門委員 緊急の場合、2時間以内に駆けつけろと書いてあるでしょう。場所が離れているところがジョイントでやると、楽な例が出てくるのではないかなというのが、逆に、別の理由としてあると思うのですよ。そういうのを配慮いただく可能性はありますかという質問です。

○瀬戸下企画専門官 分かりました。そこは対応したいと思います。そういう方向で考えたいと思います。

○石堂主査 今の2時間の基準は、これまでの事例では大丈夫だったと考えていいのですか。

○瀬戸下企画専門官 そうです。場所については、いろいろと場所はございますが、基本的には本省が拠点になっています。

○石堂主査 それは、示されたものを見る限りでは、小笠原まで行かなければならないというふうに見えてしまいますね。

○長谷課長補佐 小笠原は本省対応です。

○石堂主査 そうすると、2時間以内というのはすごく厳しそうに見えるので、それは本省対応だというのなら、それを書いておいていただいた方がいいと思います。

○瀬戸下企画専門官 基本的には、駆けつけについては、本省対応です。

○関根専門委員 1か所に業者さんがいれば、2時間で行けるというイメージですか。いろいろところで2時間というと、2か所以上にはいなければいけないとか、3か所にはいなければいけないとか、そういう感覚がありますけれども、本省ということは、比較的近い1か所にいれば、必ず誰かが行けると、そういうふうに理解してよろしいですか。

○瀬戸下企画専門官 はい。

○石堂主査 もし、そうであれば、先ほどほかの委員からもあったように、グループで参加すると対応しやすいのではないかという話も、何かかみ合わなくなってきましたね。本省に行けばいいのですということであれば。要は、業者さんが読んだときに誤解のないように書いていただくということに尽きる話ですのでね。それ以外にも参加を促すということでは、グループ参加の道を開くべきではないかというのは、それはそれで1つあり得る話だと思うのですね。そうしない積極的な理由が何かありますか。

○瀬戸下企画専門官 ありません。

○石堂主査 ほかの案件だと、グループ参加を認めるものが結構ありますので、これはぜひ入れていただいた方がいいと思います。要件を、グループで取れたときに、グループ参加者全部に同じ要件を全部適用するかというような問題も出てきますが。

○瀬戸下企画専門官 そうですね、はい。

○小尾専門委員 緊急連絡を受け付けて2時間以内に駆けつけると書いてありますけれども、緊急連絡というのは、結構曖昧な表現で、それとは逆に、例えば59ページの(8)とかに関しては、大規模な支障等が発生すると言って、その発生する支障は何かというふうに書いてあったりするのですね。緊急連絡はそもそもどういうことを想定しているのかというのをある程度説明していただいた方が、これだけ見ると、よく分からないけれども、国交省で何かあると呼びつけられるのかなというふうに考えてしまう可能性があります。

○野水課長 機器に障害があって動かないことを念頭に置いていますので、それを例示するとか、そういうことを考えたいと思います。

それから、先ほどのどこへ駆けつけるかというお話ですけれども、今の同じページの(3)で、「履行場所へ2時間以内」とあるわけですが、この「履行場所」が、54ページの(3)で、本省ということで定義されておりまして、分かりにくいということはあるかもしれませんが、一応仕様書上は定義がされていることになっております。設置場所と履行場所で分けているので、正しくなっております。「履行場所括弧何とか」と書いた方がよろしいかもしれません。

○大山専門委員 そうですね。それだけ努力していただくだけでも、全然違うと思います。

○小尾専門委員 55ページのSLAの「障害対応時間」ですが、(B)で、一時切り分けから15分以内に連絡しなさいと書いてあって、(C)では、通常業務時間外であっても、(B)の対応をしなさいと書いてあるのですけれども、これはちょっとあやふやかなと思うのは、例えば機器調達業者さんは、時間外だと、多分対応を受けられない可能性もあるので、返事が来ない場合は、一体どうすればいいのかなというのがちょっと不明確なような気もするので、対応はしたけれども、返事が来ないと返事すればいいのか、そういうことを想定しているのかというのが。

○大山専門委員 何でこんなことを気にしているかという、必須評価基準表の中に、不可になるとアウトになると言っているのですね。応札側はこういうところをかなり気にし始めると思うのです。この辺は、まだ相談の余地も残っていると何かというなら、話は

違いますが、不可とやられますと。

○野水課長 おっしゃられたのは、通常業務時間内に発生はしたけれどもということでしょうか。

○小尾専門委員 例えば（B）の対応は、「機器調達業者に指示・支援を仰ぐ場合は、」連絡をして回答結果を報告しなさいというふうに書いてありますね。だけれども、業務時間外であった場合に、この受注業者さんはいいかもしれないのですが、機器等調達業者さんは、業務時間外の対応が明記されていないので、このままだと回答が来ないという場合に、果たしてどうすればいいのかというのが不明確だと思います。したがって、このままだと（C）を満たせないということになります。

○野水課長 SLAとは別にという、そういうお話ですね。

○小尾専門委員 はい。

○野水課長 分かりました。書くとするば、「回答結果、連絡をとれない場合は、その旨」ということなのかもしれません。

○大山専門委員 SLAはペナルティをつけた方が、かえって、応札する側は気が楽になりますが、このままだと不可になりますから、そこのところがあります。

○野水課長 連絡がとれなかった場合にどうするかということまで注的に書いておくと、そういうようなことで検討したいと思います。

○瀬戸下企画専門官 15分以内というSLAについては、通常業務時間内だけ対象となります。

○大山専門委員 その意味で、15分というのは、さっきから必須項目のところを見ているのですけれども、これだと読み切れません。満たしているか、満たしていないかというところが、漠然としか書いてなくて、では、これを担保する動きは何かあるかというところ、それもないのではないかという感じがするのです。要するに、発注側から見たときに、回答をもらった、その提案書が来ますよね。このときに、15分以内に対応しますと書いてあったら、合格という回答なのですか。

○野水課長 必須評価基準表の5番のところでしょうか。

○大山専門委員 5番になりますね。信頼性要件。全て満たしていると書いているだけなので、これは提案書にはどういうことを想定して、相手側が回答来ると想定なさっているのでしょうか。

○瀬戸下企画専門官 その分については、「やります」と言っていたくしかないですね。事前にチェックできる部分について評価ポイントとして書いております。

○大山専門委員 やはりそうですね。これは「やります」ですね。

○瀬戸下企画専門官 基本的には、評価ポイントで評価する、チェックするという事です。

○大山専門委員 その裏返しは、さっきの15分の話で、「やります」と言われてもという話に行ってしまうのではないかという心配があります。

○瀬戸下企画専門官 そこは、なかなかチェックできない部分なので、事前にチェックできる

部分を評価ポイントとして示しているということです。

○大山専門委員 これは努力目標では許さないのですね、御希望としては。さっきのところはそこなのですね。ちゃんと努力はしますが、相手があってできないこともありますよねというふうに。

○野水課長 SLAについては、できない場合は、是正措置を講じてくださいということになっておりますので、できなかつたら直ちに契約解除かと言え、そうでもないわけですので、そこは、SLAというのはそういうものだというふうに我々は理解しています。

○大山専門委員 そういうことですね。

○野水課長 ですから、「これは努力します」と言うだけだと、ちょっとどうかというのはありますけれども、「やります」と言っていた上で、結果的にできなかつた場合には、その原因を分析して、報告して、改善策を講じて下さいと。

○大山専門委員 ちなみに、15分の根拠は何ですか。

○野水課長 これは、今までにこういう障害が発生したときに、一時切り分けをやるに当たって、その場で回答するとか、ちょっと待ってくださいというのがありますけれども、15分あれば大体できるのではないかと。逆に言えば、それ以上かかるとしたら、ちょっと困るなというところですよ。

○石堂主査 ほかはいかがでしょうか。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 御指摘を受けたところについては、協議して、直して、また、先生方に確認いただくこととなります。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）については、本日の審議を踏まえ、本実施要項（案）に必要な修正を行い、事務局を通して各委員に確認した後に、意見募集を行うようお願いしたいと思います。

国土交通省さんにおかれましては、本日の審議や意見募集の結果を踏まえて、引き続き御検討をいただきたいと思っております。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思っております。

本日は、どうもありがとうございました。

（国土交通省退室）

○石堂主査 続きまして、財務省の「未利用国有地の管理等業務」の実施要項の変更（案）の審議を始めたいと思っております。

最初に、実施要項の変更（案）について、事務局より御説明をお願いします。説明は10分程度をお願いします。

○事務局 「財務局の未利用国有地の管理等業務」の実施要項の変更についてでございます。「財務局の未利用国有地の管理等業務」の実施要項については、昨年（2019年）の第120回官民競

争入札等監理委員会において了承されております。それに基づき、各財務局において入札手続を行っているところでございます。

資料4-1の「入札の状況について」でございますが、実施要項に基づき、平成25年11月より、各財務局において、全国37の事業箇所の入札手続を行ったところ、5事業箇所において、不落・不調が発生しております。

この該当箇所については、資料4-2の赤字で記載しているところでございます。

次に、2の「不落・不調の対応について」でございますが、実施要項に基づき、不落・不調の事業箇所については、再度公告を行うこととしております。このうち、不調となった九州財務局の物件調書作成業務については、現在の入札参加資格要件は役務の提供等が「B」、「C」の等級に格付けされているところですが、九州・沖縄地域の役務の提供等の「D」等級の登録業者のうち、所在地が熊本の事業者が相当数あること、九州財務局管内の大分・宮崎・鹿児島財務事務所においても、入札参加資格要件に、役務の提供等の「C」、「D」等級が要件になっており、過去に「D」等級の事業者が同様の業務を特に支障なく遂行していること等から勘案し、「D」等級を追加することに問題がないものと財務省は判断しているところでございまして、再度公告に当たっては、「D」等級を追加して行うこととしたいという意向を示しております。

なお、具体的な実施要項の記載は、資料4-3の1枚目の後段になりますが、黄色いマーカーの「又は「D」を」という部分を追加する記載となります。

3の「今後の入札手続のスケジュールについて」ですが、再度公告は26年3月25日に行い、その後、4月10日まで入札説明会を実施することを予定しております。4月25日に落札予定者の決定をしまして、契約は5月中旬からの予定でございます。

説明は以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

ただいまの御説明に対して、御意見・御質問のある委員は御発言を願います。

○井熊副主査 これはよろしいのかと思うのですが、地域的に見ると、いわゆる地方部というか、そういうところは大手の事業者さんがいないという傾向があるということなのですね。

○事務局 この事業箇所については、市場化2期目から対象箇所となっておりますが、市場化の対象前は一般競争入札で今回と同じ要件である「B」、「C」の要件で実施しておりました。そのときの過去3年間はCの事業者が落札していたことから今回も同じ要件で実施したところですが不調となり、調査した結果、「D」の事業者も相当数いることが確認できたといった経緯でございます。

○石堂主査 これは、同じ不落になった北海道とか長崎とかは、同じ要項の内容でやっていくということで、成算はあるのですか。

○事務局 財務省に確認したところ、事業者の方も、少し持ち帰って考えるといった意向を示して、次回も応札を希望しているようですので、条件を変えずに、再度公告した場合

であっても、事業者からの応礼は見込める状況のようです。

○石堂主査 別の案件でちょっとやりとりしましたけれども、発注側は入札予定価格を変えるつもりはないと。実情として、ころころ変えるわけにもいかないのでしょう。

○事務局 そうです。

○石堂主査 よろしいですか。

それでは、本実施要項の変更（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局、よろしいですね。

○事務局 はい。

○石堂主査 それでは、本件につきましては、本日の審議を踏まえ、主査である私から監理委員会に報告させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。